



Press Release

令和8年5月18日
西条保健所企画課

愛媛県薬物乱用防止指導員西条保健所地区協議会総会の開催について
(お知らせ)

標記協議会総会を次のとおり開催します。

- 1 開催日時
令和8年5月27日(水曜日) 午後2時00分から午後4時00分まで
- 2 開催場所
東予地方局 7階 大会議室
- 3 議案
ア 顧問委嘱について
イ 令和7年度事業報告等
ウ 令和8年度事業計画等
エ 講演/西条西警察署 刑事課
オ その他
- 4 傍聴
(1) 傍聴を希望される方は、5月26日(火) 午後5時までに電話またはFAXにより、氏名、住所及び連絡先の電話またはFAX番号を西条保健所企画課医療対策係へご連絡ください。
(2) 会議は、開会から閉会まですべて傍聴できますが、発言はできません。
(3) 傍聴要領を一読いただき、予めご了承ください。



【問い合わせ及び傍聴申込先】

西条保健所企画課医療対策係
〒793-8516 西条市喜多川796番地1
電話 0897-56-1300 (内線314)
FAX 0897-56-3848



目的

覚醒剤等薬物乱用防止対策をより地域に根ざした啓発活動として展開するため、薬物乱用防止指導員を組織化し、薬物乱用防止の組織的啓発活動の推進を図る。

傍 聴 要 領

愛媛県薬物乱用防止指導員西条保健所地区協議会
【平成 24 年 5 月 28 日制定】

1 会議での受付及び手続

会議の傍聴の許可を受けた方は、会議開始時刻までに、会場前の受付で氏名及び住所等を記入の上、事務局の係員の指示に従って会議の会場に入室して下さい。

(受付の開始は、会議開始 1 時間前からです。)

2 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

会議を傍聴する方は、次の事項を守ってください。

なお、これらに違反する場合は、退場させられる場合があります。

- (1) 会議の開催中は静粛に傍聴することとし、会議における言論等に対し拍手その他の方法により公然と可否を表明したり、威圧的行為等を行ったりしないこと。
- (2) 会場において、飲食又は喫煙しないこと。
- (3) 会場において、写真、ビデオ撮影し、又は録音等をしないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではない。
- (4) その他会議の秩序を乱し、又は審議等の支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 会議を傍聴する方は、事務局の係員の指示に従ってください。
- (2) 会議を傍聴する方は、2 の規定に違反する場合は、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。